

白水峡公園墓地交通案内



阪急バス「白水峡墓園前（十八丁橋）」
（阪急宝塚駅 蓬莱峡経由 山口営業所前行、
有馬[温泉]行）下車すぐ

さくらやまなみバス「白水峡墓園前（十八丁橋）」
（有馬系統、阪急西宮北口駅 名来行）下車すぐ



合葬式墓地建物後方から



参拝スペースから

白水峡合葬式墓地

西宮市立白水峡公園墓地 中央園地内

施設の概要

所在地 西宮市山口町中野
（西宮市立白水峡公園墓地 中央園地内）
延床面積 225.90㎡
主要施設 平屋建て合葬式墓地（合葬室・一時安置室）
参拝スペース、モニュメント、献花台など

- 参拝は施設内の参拝スペースから行っていただきます。
合葬室・一時安置室への立ち入りはできません。

【お問い合わせ先】

西宮市斎園管理課
〒663-8567
西宮市六湛寺町10番3号（西宮市役所東館7階）
電話 0798-35-3306

1. 合葬式墓地とは

- ・他の方のご遺骨と一緒に納骨する一つの大きなお墓(施設)のことです。
- ・合葬式墓地は市が管理するため、維持費や管理費等の費用は必要ありません。
- ・個人でお墓を建立したり、子や孫に承継していく必要もありませんので、安心してご利用いただけます。
- ・合葬式墓地は「合葬室」と「一時安置室」に分かれており、ご希望の埋蔵方法を選択することができます。

2. 合葬室 (10,000体埋蔵可能)

- ・ご遺骨を骨袋へ納めて、他の方のご遺骨と共同で埋蔵します。
- ・合葬室に使用期限はありませんので、ご遺骨を埋蔵した後ずっと供養していただくことができます。

※ご遺骨を埋蔵された後はご遺骨を返還することができません。また、他の墓地へご遺骨を改葬することもできません。

3. 一時安置室 (1,500体埋蔵可能)

- ・ご遺骨を骨壺のまま10年間一時的に保管します。
- ・使用許可日から10年以内であれば、ご遺骨の返還や改葬をすることができます。
- ・ただし、使用許可日から10年間経過した場合は、ご遺骨を合葬室へ移します。

※ 自己の死後に焼骨の埋蔵を希望 (生前予約) される方や分骨を目的とする場合にはお申込みできません。

4. 申込要件

次のいずれかの要件に該当する方は、合葬式墓地に申込みことができます。

- ① 申込時点で西宮市に住所を有する方であって、ご遺骨を自宅に保管されている方、もしくは他の墓地等からご遺骨を改葬される方
- ② 死亡時に西宮市に住所を有していた方のご遺骨を自宅に保管されている方、もしくは他の墓地等からそのご遺骨を改葬される方
- ③ 申込時点で本市に住所を有する満65歳以上の方で、自己の死後にそのご遺骨の埋蔵を生前に希望 (生前予約) される方 (合葬室のみ申込可)
- ④ 市立墓地又は市立納骨堂の使用者であって、当該墓地又は納骨堂に埋蔵しているご遺骨を改葬される方
- ⑤ 市立墓地又は市立納骨堂の使用者であって、申込時点で満65歳以上であり、なおかつ、自己の死後にそのご遺骨の埋蔵を生前に希望される方 (合葬室のみ申込可)

※ ④・⑤に該当される場合には、市立墓地又は市立納骨堂を市に返還していただくことを条件とします。

※ 自己の死後にそのご遺骨の埋蔵を希望される (生前予約) 場合には、ご遺骨のお取り扱い等についてご親族などと十分にご相談の上、お申込みください。

5. 使用料

- ・合葬室 1体あたり 50,000円
- ・一時安置室 1体あたり 100,000円

※ 一時安置室は使用許可日から起算して10年間に限りご利用できます。期間の延長はありません。

※ 一時安置室に埋蔵されたご遺骨は、使用許可日から起算して10年間を経過した後に、市の職員が合葬室に移します。(ご遺骨の返還・改葬はできません。)

6. 記名板(希望者制)

※記名板はご希望される方のみとなります。

※記名は、埋蔵後となり生前の記名は行いません。

※自己の死後にそのご遺骨の埋蔵を生前に希望される方については、実際にご遺骨を埋蔵される際にお申込みいただくことができます。

- ・記名板 1体あたり30,000円
(大きさ: たて225mm×よこ51mm)

記名板は縦書きです。

記名板には、氏名のみ(漢字6文字程度)記載できます。

【記名板イメージ】



※ 記名板の記名位置は指定できません。